

(仮称) 高松市下水道事業包括的民間委託  
(管理・更新一体マネジメント方式) 事業

委託概要 (案)

令和8年3月

高松市

# 目次

1	業務概要	1
1.1	業務名称	1
1.2	業務実施場所	1
1.3	公共施設等の管理者の名称	1
1.4	業務委託の目的	1
1.5	本委託の対象事業、対象施設及び対象業務	1
1.5.1	対象事業	1
1.5.2	対象施設	1
1.5.3	対象業務	2
1.6	委託方式	3
1.7	委託期間	3
1.8	許認可等の取得に関する事項	3
1.9	法令等の遵守	3
2	募集に関する条件等	4
2.1	参加者の募集	4
2.2	参加者の構成等	4
2.3	参加資格要件	4
2.4	業務実施体制	6
2.5	参加資格確認基準日	7
2.6	参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い	7
3	リスク分担	8
4	募集及び選定等の日程	12
5	本業務に関する問合せ先	13

# 1 業務概要

## 1.1 業務名称

(仮称) 高松市下水道事業包括的民間委託 (管理・更新一体マネジメント方式) 業務

## 1.2 業務実施場所

主たる業務実施場所：香川県高松市東部処理区、牟礼処理区、庵治処理区内

(主たる施設等については、表1-1 対象施設一覧を参照)

## 1.3 公共施設等の管理者の名称

高松市下水道事業管理者 (高松市長)

## 1.4 業務委託の目的

本業務は、市が所管する下水道施設の維持管理及び更新計画案策定等の各種業務について、受託者の技術・経営ノウハウや創意工夫を活かした管理・更新一体マネジメントを実施し、下水道サービスレベルの維持・向上とともに業務の効率化を図り、安全で安定した下水道事業の運営を持続的に行うことを目的とするものである。

## 1.5 本委託の対象事業、対象施設及び対象業務

### 1.5.1 対象事業

本業務は、市下水道整備課、下水道施設課で所管している施設における維持管理業務及び更新計画案策定業務及び環境業務課で所管している施設における維持管理業務である。

なお、本業務の遂行上、当然必要な作業、また本業務と密接に関連する他の業務についても、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

### 1.5.2 対象施設

維持管理の対象となる施設は、市が整備し管理する次の施設である。

表 1-1 対象施設一覧

対象施設		所在地
処理場	東部下水処理場	香川県高松市屋島西町 2366-6
	牟礼浄化苑	香川県高松市牟礼町牟礼 2633-1
	庵治浄化センター	香川県高松市庵治町 6392-5
ポンプ場	合流式ポンプ場	別紙 1 参照
	汚水ポンプ場 (分流汚水・マンホールポンプ (以下、「MP」という。))	別紙 1 参照
	雨水ポンプ場 (分流式・合流式)	別紙 1 参照
し尿処理施設	衛生センター	香川県高松市朝日町 5 丁目 5-56
管路施設	合流式	処理区・排水区一円
	分流式汚水 (自然流下・圧送)	処理区一円
	分流式雨水	排水区一円
水門	手動式・電動式	別紙 1 参照

### 1.5.3 対象業務

受託者が行う対象業務は、対象施設の運転管理、保守点検業務を中心とした維持管理業務及び更新計画案策定業務であり、次に示す業務である。

1. 統括監理業務
  - (ア) 統括技術管理業務
  - (イ) セルフモニタリング
  - (ウ) 施設情報・台帳等管理業務
  
2. 施設（処理場、ポンプ場及びマンホールポンプ）の維持管理に係る業務
  - (1) 維持管理
    - (ア) 運転管理業務（発電設備・MICSを含む）
    - (イ) 水質分析業務
    - (ウ) 保守点検業務
    - (エ) ユーティリティ調達業務（電気を除く）
    - (オ) 整備業務
    - (カ) 修繕業務（500万以上の修繕を含む）
    - (キ) 緊急時業務
    - (ク) その他業務
      - ・ 汚泥の運搬処分
      - ・ 施設見学への対応
      - ・ 図書類の整理
      - ・ 機械警備
  - (2) 災害対応
    - (ア) 災害対応業務
      - ・ 災害後の一次調査及び応急処置
  
3. 管路の維持管理に係る業務
  - (1) 維持管理
    - (ア) 計画的維持管理業務
      - ・ 計画的な点検
      - ・ 計画的な調査
      - ・ 計画的な清掃
      - ・ 計画的な修繕
      - ・ 用地管理
    - (イ) 緊急修繕及び緊急清掃業務
      - ・ 住民対応等
    - (ウ) その他業務
      - ・ 他事業工事対応
      - ・ 除害施設の適切な使用に関する現場説明
  - (2) 災害対応
    - (ア) 災害対応業務

- ・災害後の一次調査及び応急処置
- 4. 更新計画案作成業務
  - (ア) 処理場・ポンプ場修繕改築計画案作成業務
  - (イ) 管路修繕改築計画案作成業務
- 5. 水門の点検整備に係る業務
  - (1) 維持管理
    - (ア) 水門の機能保持のため実施する点検、清掃、調整、給油脂、簡易塗装など
    - (イ) 点検後の管理運転（全開、全閉、調整）
    - (ウ) 緊急時対応
  - (2) 災害対応
    - (ア) 災害対応業務
      - ・災害後の一次調査及び応急処置
- 6. 再生水管に係る業務
  - (1) 修繕対応業務（需要家対応）

## 1.6 委託方式

本業務は、長期契約として各種業務を性能発注により包括的に委託し、下水道施設の維持管理と事業期間中の維持管理を踏まえた更新計画について一体的なマネジメントを実施する、いわゆる「管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）」とする。

## 1.7 委託期間

本業務の履行期間は、令和11年4月1日から令和21年3月31日までの10年間とする。なお、契約締結の日から令和11年3月31日までは業務準備期間（移行期間）とし、受託者は自らの責任と一切の経費の負担において準備を行い、市から業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。業務実施スケジュールは、表 1-1 のとおり予定している。

表 1-1 業務実施スケジュール（案）

項目	予定
契約の締結	令和10年3月
引継ぎ期間	契約締結日から令和11年3月31日まで
履行期間	令和11年4月1日から令和21年3月31日（10年間）
契約終了	令和21年3月31日

## 1.8 許認可等の取得に関する事項

本業務実施に関し、許認可等の申請・届出は市が行うが、書類等の作成に当たって、受託者は市を支援すること。受託者が自ら行うべき申請・届出については、市は受託者を支援する。

## 1.9 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たって、本業務の委託契約書及び要求水準書のほか、下水道法、その他の関係する法令、条例、規則及び規定等を遵守しなければならない。

## 2 募集に関する条件等

### 2.1 参加者の募集

参加者の募集及び選定は、下水道ウォーターPPP事業に興味を抱く民間企業に広く公募し、委託する各種業務について複数年度の継続的な事業推進を背景とした受託者の創意工夫を促すため、公募型プロポーザル方式により実施する。参加者には、企画提案書類の提出とともに、提案に関するプレゼンテーションの実施を求め、ヒアリングを実施する。また用語の定義については下記のとおりである。

- ・参加企業：本業務に参加する企業をいう。
- ・参加グループ：本業務に参加するために組成された構成企業のグループをいう。
- ・構成企業：参加グループ内の個別企業をいう。
- ・代表企業：参加グループ内における代表となる企業をいう。
- ・優先交渉権者：提案における優秀提案者のことをいう。

### 2.2 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。なお、一部業務の再委託については市の了承を得た上で認める。

#### 1. 共同企業体等の構成

- ・参加者は、単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とする。なお、一部の業務において再委託を行う場合は、業務種別の再委託先企業を明確にすること。
- ・共同企業体については、構成企業の数の上限は設けない。
- ・共同企業体は、構成企業の中から代表企業1社を定め、代表企業が参加表明書及び参加資格確認書類を提出し、代表企業及びその他構成企業名並びに業務種別を明確にすること。
- ・参加者である単独企業は、本業務における他の共同企業体の構成員と重複することはできない。
- ・共同事業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は単独企業として参加することはできない。
- ・親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある者同士が別々の共同企業体の構成員又は単独企業として参加することはできない。
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある者同士が別々の共同企業体の構成員又は単独企業として参加することはできない。
- ・一方の会社等の役員（「A. 代表権を有する取締役」、「B. 取締役（社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。）」、「C. 委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「D. 名称が異なってもA からC のいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を兼務している関係にある場合で、その関係にある者同士が別々の共同企業体の構成員又は単独企業として参加することはできない。
- ・一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を兼ねている関係にある場合で、その関係にある者同士が別々の共同企業体の構成員として参加することはできない。

#### 2. 契約の締結

本市は、優先交渉権者と本業務の契約交渉を行い、契約を締結する。契約交渉の結果、合意に至らなかったときは、次点者と契約交渉を行う。契約内容については、提出された企画提案書等に基づくものとする。

### 2.3 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
2. 香川県建設業者等指名停止要領（平成27年3月19日青監第1047号）又は高松市建設業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けていないこと。
3. 高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱に掲げる、暴力団関係者に係る措置要件のいずれかにも該当しないこと。
  - (ア) 代表一般役員等（受注者又は有資格業者の代表役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者又は有資格業者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下この号において同じ。））、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。））又はその支店若しくは営業所（常時建設工事又は物品の買入れ等に係る請負契約、委託契約、売買契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。
  - (イ) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
  - (ウ) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかに問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
  - (エ) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (オ) 契約等に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
  - (カ) (ア) から (エ) までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
4. 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務が無い者を除く。）でないこと。
  - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
5. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
6. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
7. 参加資格確認基準日（参加資格確認申請書の提出期限日）において、国税、県税等に未納の税額がない者であること。
8. 他の入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
9. 参加表明書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たす者であること。
  - (ア) 実績要件（2.4業務実施体制 表2-1参照）
  - (イ) 高松市入札参加資格者名簿（登録区分：建設工事、コンサル、役務のいずれか）に登録されているもの
  - (ウ) その他

## 2.4 業務実施体制

受託者は、本業務の履行期間において、以下の各責任者を配置すること。

- ・統括監管理責任者、副統括管理責任者、処理場等業務責任者、管路施設等業務責任者、更新計画業務責任者

- ・統括管理責任者は、専任とする。

- ・副統括管理者は複数人配置することができ、その他業務責任者との兼務が可能である。

なお、各責任者の資格条件は、次の表2-1に示すとおりとする。

表2-1 各責任者に求める資格（案）

	配置すべき職名	その要件
1	総括管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務全体の責任者として、総括職務を実施する管理能力がある者</li> <li>・「下水道法第22条第2項」に規定する資格者を配置すること。</li> </ul>
2	副総括管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務全体の副責任者として、総括管理責任者の補佐及び代行ができること。</li> <li>・「下水道法第22条第2項」に規定する資格者を配置すること。</li> <li>・施設の維持管理に係る業務を行う場合、下水道終末処理場又はポンプ場維持管理の経験を3年以上有するもの又は、管路の維持管理に係る業務を行う場合、下水道技術検定(管路施設)又は下水道管路管理技士(総合技士)の資格を有するもの。</li> </ul>
3	処理場等業務責任者※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道終末処理場又はポンプ場維持管理の経験が7年以上である者</li> <li>・下水道終末処理場の運転維持管理業務の総括責任者または副総括責任者(同等以上の職務も可とする)としての実務経験が3年以上であること。</li> <li>・「下水道法第22条第2項」に規定する資格者を配置すること。</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条1項に規定する技術管理者であること。ただし、協議により総括責任者以外の管理監督する立場の者を技術管理者として置くことができる。</li> </ul>
4	管路施設等業務責任者※	下水道技術検定(管路施設)又は下水道管路管理技士(総合技士)の資格者を配置すること。
5	更新計画業務責任者※	技術士(上下水道部門(下水道)、総合技術監理部門(下水道))又はRCCM(下水道)の資格者を配置すること。

※印の責任者は、副総括責任者が兼務することを可能とする。

表2-1「各責任者に求める資格(案)」の他に必要な資格は、以下のとおりであり、2.3.9(ア)において規定している実績要件の対象ではない。

- ・労働安全衛生法で定める就業制限に係る機器の運転及び危険物の取扱いに当たっては、有資格者に行わせること。

- ・「電気事業法第43条」に規定する電気主任技術者を選任すること。

## 2.5 参加資格確認基準日

参加者は、上記2. 3に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出締切日とする。

## 2.6 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い

1. 参加資格確認基準日（参加資格確認申請書の提出期限日）から企画提案書提出日までの間に、参加企業又は参加グループの構成企業が2. 3 参加資格要件を欠くに至った場合は、提案に参加することができない。ただし、参加資格要件を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追加を認めるものとする。この場合、参加資格を失った構成企業は参加グループから除外すること。
2. 企画提案書提出日から優先交渉権者決定日までの間に、参加企業又は参加グループの構成企業が2. 3 参加資格要件を欠くに至った場合、市は事業者選定の評価対象から除外する。ただし、参加資格要件を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追加をした場合は、評価対象とすることを認めるものとする。
3. 優先交渉権者決定日から基本契約の締結日までの間に、優先交渉権者（グループの場合はその構成企業）が2. 3 参加資格要件を欠くに至った場合には、優先交渉権者の決定を取り消します。ただし、市が認めた場合においては、優先交渉権者は失格とならず、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

### 3 リスク分担

本契約に関するリスク分担は、次の表3-1に示すとおりとする。

表3-1 本契約のリスク分担（案）

リスク項目			リスク分担		備考
			委託者	受託者	
入札・契約 リスク	応募手続 リスク	応募に係るコスト		○	共通
	入札手続 リスク	入札説明書、入札手続の誤り等	○		共通
	契約リス ク	落札者と契約を結べない、又は契約手続きに 時間がかかる	○	○	共通
制度関連 リスク	法令変更 リスク	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立 法の成立など	○		共通
		本事業のみならず、広く一般的に適用される 法令の変更や新規立法		○	共通
	税制変更 リスク	本事業に関する新税の成立や税率の変更	○		共通
		本事業のみでなく、広く一般的に適用される 税制等の変更		○	共通
	許認可リ スク	事業管理者として委託者が取得すべき許認 可の遅延	○		共通
本事業の実施に関して事業者が取得すべき 許認可の遅延			○	共通	
社会リスク	住民対応 リスク	本事業実施に関する住民反対、要望などへの 対応	○		共通
		受託者が行う業務に関する住民反対、要望な どへの対応		○	共通
		上記以外の住民対応リスクについては、委託 者が負担する	○		共通
	環境リス ク	受託者が行う業務に起因する環境問題 (騒音、振動、臭気等)に関する対応		○	共通
経済リスク	物価変動 リスク	事業期間の物価変動		○	共通
		著しい物価変動によるコストの増加	○	○	共通
	金利変動 リスク	事業期間の金利変動		○	共通
	予算等に 係る議会 リスク	予算等の議決が得られない場合	○	○	共通
第三者賠償リスク		避けがたいリスク	○		共通
		施設の瑕疵リスク	○		共通
		不法行為によるリスク		○	共通
		業務遂行の不備によるリスク		○	共通
		委託者の帰責事由により第三者に与えた損害	○		共通
		受託者の帰責事由により第三者に与えた損害		○	共通

事業の中止や債務不履行等のリスク	事業の中止・延期・不能リスク (不可抗力を除く)	○		共通
	受託者の債務不履行リスク		○	共通
	委託者の債務不履行リスク	○		共通
	以上以外の理由による業務遂行中断・不能		○	共通

リスク項目		リスク分担		備考	
		委託者	受託者		
業務内容変更のリスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○		共通	
	受託者が立案した計画（時期・内容等）に起因して問題が生じた場合		○	共通	
事業終了手続きリスク	業務移行期間の費用リスク	○	○	共通	
	事業終了時における施設の性能確保に係るリスク		○	共通	
不可抗力リスク		○	○	共通	
維持管理に係るリスク	維持管理・修繕費用増大リスク	受託者の責めにより、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合		○	共通
		委託者の要因により、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合	○		共通
		突発的な対応業務に係る費用が、発注計画時想定以上に増加した場合	○	○	共通
	業務中の事故リスク	受託者の責めにより、下水道施設やその他施設を破損させた場合		○	共通
		受託者の責めによるものか明白でなく、下水道施設やその他施設を破損させた場合	○	○	共通
		業務中に住民に障害を負わせる、又は住宅等の財産を破損させた場合		○	共通
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○	共通
		委託者の責めにより施設が損傷した場合	○		共通
		上記以外のもの	○	○	共通
	道路陥没リスク	業務期間・対象区域において、維持管理、修繕・改築等の業務の要求性能の不適合により、道路陥没が発生した場合		○	管路
		業務期間・対象区域において、維持管理、修繕・改築等の業務が未実施の箇所で、道路陥没が発生した場合	○	○	管路
	流入下水の変動リスク	水量の変動に伴う変動費の増減があった場合	○		処理場・ポンプ場
		流入水による場合かやむを得ない場合による経費の増加があった場合	○		処理場・ポンプ場
		上記以外の経費の増加があった場合		○	処理場・ポンプ場

リスク項目			リスク分担		備考
			委託者	受託者	
調査・計画 ・設計に係 るリスク	契約遅延 リスク	委託者の計画・設計条件等の変更により 各年度の契約締結までに要する期間が延長す るもの	○		共通
		上記以外のもの		○	共通
	契約費用 増加 リスク	委託者の計画・設計条件等の変更による契約 に必要な費用が増加するもの	○		共通
		上記以外のもの		○	共通
	点検・調 査リスク	委託者による地形・地質、施設諸元等情報に 不備があった場合	○		共通
		受託者が実施した点検・調査などに不備があ った場合		○	共通
	計画・設 計変更 リスク	委託者の要因（事由）による計画・設計変更 があった場合	○		共通
		受託者が実施した計画・設計に不備があっ た場合		○	共通
		上記以外の要因（事由）による計画・設計変 更		○	共通
その他 リスク	緊急対応 リスク	突発的な緊急対応に係る費用が、発注計画時 想定以上に増加した場合	○	○	共通
	見学対応 リスク	見学中トラブルが発生した場合	○	○	共通

#### 4 募集及び選定等の日程

募集公告から契約締結までの日程は、概ね表 4-1 のとおり予定している。ただし、参加書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

表 4-1 事業者の募集及び選定の日程（案）

項目	日程
募集公告及び募集説明書等の公表	令和9年4月頃
現地見学会及び資料閲覧	令和9年4月頃
募集説明書等に関する質問の受付	令和9年4月頃～ 令和9年5月頃
募集説明書等に関する質問への回答公表	令和9年6月上旬頃
参加表明書、参加資格確認書類の受付締切り	令和9年6月下旬頃
参加資格確認結果の通知	令和9年7月頃
競争的対話及び現地調査	令和9年7月下旬頃～ 令和9年11月中旬頃
企画提案書の受付締切り	令和9年11月頃
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和9年12月頃
審査結果通知	令和10年1月頃
最優秀提案者及び審査結果の公表	令和10年2月頃
契約の締結	令和10年4月1日
業務の引継ぎ	契約締結日から概ね1箇年
事業期間	令和11年4月1日から 令和21年3月31日まで

(注) 参加状況等によって、日程を変更する場合がある。

## 5 本業務に関する問合せ先

高松市 下水道整備課

所在地 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

電話 (下水道整備課) 087-839-2771

電子メール (下水道整備課) [gesuiseibi@city.takamatsu.lg.jp](mailto:gesuiseibi@city.takamatsu.lg.jp)

## 1. ポンプ場

## (1) 合流式ポンプ場

福岡ポンプ場：高松市福岡町三丁目 3 4 番 1

南部ポンプ場：高松市楠上町一丁目

## (2) 汚水ポンプ場

分流式汚水中継ポンプ場

ア	洲端中継ポンプ場	高松市木太町 2 2 8 5 番 5
イ	朝日中継ポンプ場	高松市朝日新町1 番1 3
ウ	屋島西中継ポンプ場	高松市屋島西町 2 2 7 9 番 8
エ	屋島東中継ポンプ場	高松市高松町 2 2 8 8 番 3 9
オ	檀ノ浦中継ポンプ場	高松市屋島東町1 0 9 5 番 2 2 1
カ	塩屋ポンプ場	高松市牟礼町大町1 0 5 6 番1
キ	房前中継ポンプ場	高松市牟礼町原 6 2 3 番1 3

マンホールポンプ施設

ア	洲端第2MP	高松市上福岡町 7 2 0 番 1 1
イ	上天神 MP	高松市上天神町 8 0 4 番5 号地先
ウ	屋島中町 MP	高松市屋島西町 1 2 2 1 番 3
エ	下井出第 1 MP	高松市牟礼町大町 4 6 1 番1 地先
オ	下井出第 2 MP	高松市牟礼町大町 8 1 5 番1 地先
カ	王墓東 MP	高松市牟礼町牟礼 2 4 2 6 番3 4
キ	王墓西 MP	高松市牟礼町牟礼 2 4 2 6 番1 9
ク	房前 MP	高松市牟礼町原 6 4 2 番8 地先
ケ	一ノ坪 MP	高松市牟礼町原 3 6 5 番6 地先
コ	大町 MP	高松市牟礼町大町 6 6 8 番 1
サ	原クリーンハイツ MP	高松市牟礼町原4 8 番 1
シ	原浜 MP	高松市牟礼町原 3 5 2 番 1 地先
ス	川東 MP	高松市牟礼町大町1 3 6 4 番 1
セ	江の浜 MP	高松市庵治町 5 4 6 6 番 1 地先

## (3) 雨水ポンプ場

分流式雨水ポンプ場

ア	柚場川雨水ポンプ場	高松市城東町 1 丁目 5 番 1 1
イ	観光町雨水ポンプ施設	高松市観光町 4 9 9 番 6 地先
ウ	御坊川雨水仮設ポンプ施設	高松市伏石町 2 1 8 3 番 2
エ	川西ポンプ場	高松市木太町 2 0 2 5 番 3
オ	川西川ポンプ場	高松市木太町 2 0 1 8 番 5 地先
カ	洲端ポンプ場	高松市木太町 2 1 5 4 番 1 地先
キ	木太町雨水ポンプ施設	高松市木太町 2 4 6 3 番 9 地先
ク	木太ポンプ場	高松市木太町 2 6 9 7 番 3 7
ケ	春日ポンプ場	高松市春日町 1 7 6 6 番地先
コ	屋島西ポンプ場	高松市屋島西町 2 1 0 5 番 1 9 地先

サ	屋島西町雨水ポンプ施設	高松市屋島西町 2 0 8 6 番 1 地先
シ	屋島西町第二雨水ポンプ施設	高松市屋島西町 8 5 3 番地先
ス	百石ポンプ場	高松市屋島西町 1 8 7 2 番 1 地先
セ	百石雨水ポンプ施設	高松市屋島西町 1 8 7 2 番 1 地先
ソ	四電教育センター雨水ポンプ施設	高松市屋島中町 4 0 8 番 1 地先
タ	山下川雨水ポンプ施設	高松市屋島西町 1 9 2 7 番 4 地先
チ	斎田雨水ポンプ施設	高松市高松町 2 5 7 4 番 1
ツ	相引東ポンプ場	高松市高松町 2 2 8 4 番 2
テ	横山雨水ポンプ施設	高松市高松町 2 2 1 6 番 2 地先
ト	馬ノロポンプ場	高松市元山町 2 3 5 番 1
ナ	場内雨水ポンプ場	高松市牟礼町牟礼 2 6 3 3 番 3
ニ	牟礼雨水ポンプ場	高松市牟礼町牟礼 2 6 1 3 番 1
ヌ	牟礼浜雨水ポンプ場	高松市牟礼町牟礼 2 4 1 3 番 2 5
ネ	王墓雨水ポンプ場	高松市牟礼町牟礼 2 2 1 6 番 2 地先
ノ	塩屋雨水ポンプ場	高松市牟礼町大町 1 0 5 6 番 1
ハ	浜北雨水ポンプ場	高松市牟礼町牟礼 2 5 3 9 番 9
ヒ	一ノ坪雨水ポンプ場	高松市牟礼町原 4 1 4 番 3 地先
フ	御殿雨水ポンプ場	高松市牟礼町大町 4 5 0 番 6

合流式雨水ポンプ場

東部ポンプ場：高松市福岡町一丁目 4 6 4 番 2

## 2. 水門

点検水門番号	河川・海岸名	名称	位置	方式		
①	御坊川	中川第1水門(2連)	西ハゼ町5-1地先	鉄筋コンクリート製門柱型 スライドゲート	スライド	手動
②	御坊川	中川第2水門	土之町一丁目17-1地先	鋼製		手動
③	本津川	郷東都市下水路第1水門	香西東町529-1地先	鋼製ローラーゲート	ローラー	電動
④	弦打港	郷東ポンプ場水門	郷東町 (郷東ポンプ場北側港湾内)	ステンレス製ローラーゲート	ローラー	電動
⑤	新川	春日第1幹線第1水門	春日町1684-1地先	鉄筋コンクリート製門柱型		電動
⑥	詰田川	川西川水門(2連)	木太町2013地先	鉄筋コンクリート製門柱型 (木製扉体)		手動
⑦	詰田川	洲端第1水門	木太町2130-1地先	鋼製門柱型		電動
⑧	御坊川	洲端第2水門	木太町2178-7地先	鋼製門柱型		手動
⑨	御坊川	洲端第3水門	木太町2049-1地先	鋼製門柱型		手動
⑩	御坊川	洲端第4水門	木太町2100地先	鋼製門柱型		手動
⑪	御坊川	洲端第5水門	木太町2087-1地先	鋼製門柱型		手動
⑫	御坊川	洲端第6水門	木太町2118-2地先	鋼製門柱型		手動
⑬	春日川	東山崎第2雨水幹線流入水門(第1水門)	東山崎町165-8地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
⑭	春日川	東山崎第1雨水幹線流入水門(第1水門)	元山町233-1地先	鋼製門柱型スライドゲート	スライド	手動
⑮	春日川	東山崎第1雨水幹線流入水門(第2水門)	元山町191-2地先	鋼製門柱型スライドゲート	スライド	手動
⑯	春日川	東山崎第1雨水幹線流入水門(第3水門)	東山崎町726-3地先	鋼製門柱型スライドゲート	スライド	手動
⑰	春日川	東山崎第1雨水幹線流入水門(第4水門)	東山崎町754-1地先	鋼製門柱型スライドゲート	スライド	手動
⑱	春日川	東山崎第1雨水幹線流入水門(第5水門)	東山崎町760地先	鋼製門柱型スライドゲート	スライド	手動
⑲	春日川	東山崎第1雨水幹線流入水門(第6水門)	東山崎町758-1地先	鋼製門柱型スライドゲート	スライド	手動
⑳	春日川	東山崎第2雨水幹線流入水門(第2水門)	東山崎町89-6地先	鋼製門柱型スライドゲート ステンレス製ワイヤー式自動転倒堰	スライド	手動
㉑	春日川	東山崎第3雨水幹線流入水門(第1水門)	東山崎町49-1地先	鋼製門柱型スライドゲート	スライド	手動
㉒	詰田川	川西排水区雨水渠流入水門(第1水門)	木太町1896-1地先	ステンレス製門柱型		手動
㉓	春日川	東山崎第2雨水幹線流入水門(第3水門)	東山崎町555-8地先	ステンレス製ワイヤー式自動転倒堰 巻上機	起伏	手動
㉔	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.1)	今里町402地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㉕	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.2)	今里町403地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㉖	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.3)	松縄町1113地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㉗	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.4)	松縄町1052地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㉘	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.5)	木太町5059地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㉙	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.6)	松縄町1133地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㉚	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.7)	伏石町2088地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㉛	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.8)	伏石町2102-17地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㉜	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.9)	伏石町2136地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㉝	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.10)	伏石町2103地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㉞	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.11)	木太町5110地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㉟	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.12)	木太町5112地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㊱	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.13)	伏石町2167地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㊲	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.14)	太田下町3026地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㊳	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.15)	太田下町3027地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㊴	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.16)	多肥下町1508地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㊵	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.17)	多肥下町1566地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㊶	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.18)	多肥下町1563地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㊷	—	太田第2区画整理内雨水幹線流入水門(No.19)	太田下町3022地先	鋼製レバー式転倒堰	起伏	手動
㊸	—	郷東第1雨水幹線流入水門	香西東町604-2地先	鋼製		手動

※番号②の中川第2水門は点検対象外